

教育職員免許法第5条別表第1を根拠に取得する場合

本学(通学課程含む)で教職課程の単位の一部を取り残したまま卒業された方が、不足する単位を修得して免許を取得する方法です。必ず都道府県教育委員会で学生募集要項の科目表を基に不足する科目・単位の履修指導を受けてください。

〔免許状取得に必要な単位数 別表第1〕

免許の種類	基礎資格	大学において修得する最低単位数	
		教科及び教職に関する科目	
幼稚園教諭	1種免許状	学士	51
	2種免許状	短期大学士	31
小学校教諭	1種免許状	学士	59
	2種免許状	短期大学士	37
中学校教諭	1種免許状	学士	59
	2種免許状	短期大学士	35
高等学校教諭	1種免許状	学士	59

※上記のほかに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(4科目8単位)を取得する必要があります。

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

幼稚園、小学校、中学校、高等学校

◎…必須科目

教育職員免許法施行規則に定める科目	科目コード	本学での開講科目	授業形態	単位数			幼 免	小 免	中 免	高 免	備考
				通信	面接	計					
日本国憲法	0102	日本国憲法 ※	講義	2		2	◎	◎	◎	◎	
体育	0113	スポーツ研究	演習		2	2	◎	◎	◎	◎	6日30,000円
外国語コミュニケーション	0112	英語 I	演習		2	2	◎	◎	◎	◎	6日30,000円
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	0114	情報機器の操作	演習	2		2	◎	◎	◎	◎	